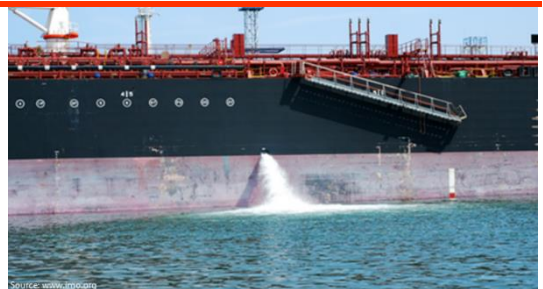


Gard Alert

バラスト水規制管理条約の発効に備える (2016年12月8日付更新情報)

こちらは、英文記事「[Prepare to manage ballast water](#)」(2016年6月20日付)の同年12月8日付更新情報の和訳です。

IMOの船舶バラスト水規制管理条約は2017年9月8日に発効することとなりました。したがって、確実に遵守できるように早めの準備をお願いします。



船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約 (International Convention for the Control and Management of Ships' Ballast Water and Sediments [BWM]) は、2004年2月にIMOにより採択され、世界の商船総トン数の35%を占める30か国が批准してから12か月後に発効することになっています。2016年9月8日にフィンランドが52か国目の批准国となり、IMOの[記者会見](#)によれば、それにより世界の商船総トン数の35.1441%を占めることとなり、発効要件を満たしたため、12か月後の2017年9月8日に発効することとなりました。

主な要件

BWM条約は、バラスト水を積載するすべての船舶に適用され、2017年9月8日以降船主と運航者は下記事項を確実に実施することが要求されます。

- 承認済みのバラスト水管理計画書を船に設置すること。
- バラスト水の処理は、航海毎に必ず計画書に従って、船舶の安全に十分に注意して実施すること(例えば、バラスト水は沿岸から離れた洋上で交換する、排出前に船上で処理し、受入施設やバージに排出するなど)。
- 適格な航海士にバラスト水管理を担当させること。当該航海士を含め、船員が各自の任務を遂行できるようにトレーニングを実施すること。
- バラスト水記録簿への記載が常に更新された状態にしておくこと。
- 総トン400トン以上の船舶は、検査を受け、国際バラスト水管理証書の発行を受けること。

遵守スケジュール

BWM条約は、時間をかけて段階的に、厳しいバラスト水排出基準を課すものです。沿岸から離れた洋上でバラスト水の交換を行うための要求事項(D-1規則)は2017年9月8日から適用されますが、これは単に過渡的な解決策に過ぎません。最終的にほとんどの船舶が承認済みバラスト水処理システムを設置する必要があります(D-2規則)。しかしながら、D-2規則遵守のための当初のスケジュールが満了したことにより(B-3規則で述べられているように)実際の遵守日が不明確になってしまいました。

2016年4月、第69回海洋環境保護委員会(Marine Environment Protection Committee [MEPC])において、型式承認済みのバラスト水処理システムの船上設置期限を新たに定めるBWM条約B-3規則の修正案が承認されました。それにより、B-3規制の改正案は延期され、BWM条約の発効後に回覧し採択される予定です。

総会決議 A. 1088 (28) に提示された第 69 回 MEPC 修正案は、船舶の条約遵守日は、建造日と IOPP¹ 証書更新の日付により決定するものという内容でした。すなわち、

- 2017 年 9 月 8 日以前に建造（起工）された船舶は、同日以降の最初の IOPP 更新検査までに遵守しなければならない。
- 2017 年 9 月 8 日以降に建造（起工）された船舶は、引き渡し時に遵守していなければならない。

予想に反して、2016 年 10 月の第 70 回 MEPC では B-3 規則修正に関する合意には至りませんでした。MEPC は規則遵守日を IOPP 証書更新日に関連させるとの決定を支持はしましたが、バラスト水処理装置の設置により猶予を与える施行計画を検討したものと理解されています。ある特定の状況では 2 回目の更新検査まで遵守の猶予を与えるという B-3 規則修正案の代替案が第 70 回 MEPC にて提案されました。

施行日に関する条約上の文言は 2017 年 9 月 8 日に条約が発効されるまでは変更されません。B-3 規則修正に関する二つの提案は 2017 年に予定されている第 71 回 MEPC で検討され、2018 年春に予定の第 72 回 MEPC にて採択されることが見込まれます。

推奨事項

D-2 規則遵守スケジュール修正に関する第 71 回 MEPC の結果にかかわらず、バラスト水処理システムの設置を計画しているメンバーの皆様は、準備作業をできるだけ早く開始するようにしてください。ほとんどの場合、設置工事期間中は航海を行うことができませんが、十分余裕を持って適切な設置時期を計画すれば（特に、入渠予定に合わせて設置できれば）、時間とコストを節約することができます。

準備作業の重要なポイントを以下にまとめます。

- BWM 条約やそれに関連し国・地域の規則で求められる義務を十分に理解し、適用される基準が遵守できるように綿密な戦略を立てるようにしてください。特に、米国に配船する場合は細心の注意を払うようにしてください。米国環境保護庁が、米国沿岸警備隊のものとは異なる内容の独自規制を発表したことにより、現在、米国ではバラスト水排出に関して 2 つの法律が別個に適用されています。
- 利用可能なバラスト水処理装置の適合性を評価するために、各船舶について実行可能性の検討を行ってください。検討すべき事項としては、船の種類、運航計画・データ、バラスト水の容量と処理速度、設置スペースに関する要件（処理システムの設置面積・容積、物質の安全な保管のための設備等）、現行システムとの統合（電力要件、電気設備保護等）、安全衛生（化学薬品に関する危険要因等）、船員の作業負担の増加（業務、保守等）などがあります。
- 「時間要因」を考慮してください。承認された処理システムの入手のし易さや納期は、需要や造船所の作業能力によって異なります。船級協会や旗国とのやり取りに要する時間も考慮しておく必要があります。また、多くの船主が、バラスト水処理システムの設置を先送りしようと事前に IOPP の検査を実施する可能性があり、その場合、造船所や船級協会が後々混雑する可能性があります。

バラスト水処理システムソリューションの選定後は、航海士と船員に適切なトレーニングを施し、バラスト水管理に関して各自に割り当てられた業務や役割が確実に遂行できるようにしておかなければなりません。会社の安全管理システムに少なくとも以下の内容を組み込んで、BWM 条約に伴う作業内容の習熟を図るようにしてください。

- バラスト水管理に関連する規則・規制の概要
- バラスト水管理計画書と各自の任務に関する説明
- バラスト水管理処理システムの運用と保守

¹ MARPOL 条約附属書 I に基づき発行される国際油汚染防止証書 [International Oil Pollution Prevention certificate] のこと。

- 緊急時の手順
- バラスト水記録簿への記入と記録の管理

詳細な情報は、IMO のバラスト水管理ウェブサイトでご覧いただけます²。また、IMO の承認済みバラスト水管理装置の最新リストも掲載されています³。IMO の [BWM 条約に関するガイダンス](#) は未だ MEPC による精査及び改訂がなされており、改正案の進展に注目してください。MEPC の議事概要は [こちら](#) からご覧いただけます。

² IMO [「Ballast Water Management」](#)

³ IMO [「BWM Technologies」](#)

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性及び品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。